

【秋田暮らし応援デジタル商品券交付事業】

利用要項（個人向け）

秋田暮らし応援デジタル商品券交付事業事務局

令和8年7月31日

◆事業の趣旨

移住に伴う経済的な負担を軽減するため、秋田県内で使用可能なデジタル商品券（PayPay 商品券）を交付し、移住者の秋田暮らしを応援します。

1. 事業概要

- ①名 称 秋田暮らし応援デジタル商品券（以下、「商品券」という。）
- ②発 行 者 秋田県
- ③券 種 PayPay 商品券
- ④交 付 期 間 令和8年9月1日～令和11年9月30日

2. 対象世帯

以下の要件をすべて満たしている世帯が交付対象となります。

- ①移住前または転入手続き当日までに A→KITA（あきた）登録※をしていること。
- ②令和8年4月1日から令和10年3月31日の間に移住したこと。
- ③在学期間を除き、秋田県外に継続して3年以上居住していたこと。
- ④秋田県への転入理由が一時的な転勤や学校等への入学でないこと。
- ⑤移住支援金の受給者または受給予定者がいないこと。

※A→KITA（あきた）登録とは 秋田県への移住を希望する方を対象とした登録制度。

3. 交付基本額

- ①子育て世帯（18歳以下の子ども（胎児含む）がいる） 100万円
- ②夫婦世帯（ともに39歳以下） 70万円
- ③単身世帯（39歳以下） 50万円
- ④その他世帯 10万円

4. 加算

移住の日から最大2年以内に以下の事由が生じた場合、加算します。ただし、加算申請の受付は令和11年9月30日までとします

- ①就 職 加 算 秋田県移住・就職サイト「あきたジョブ」に掲載された求人に応募し、県内事業所に就職している場合 10万円加算
- ②世帯区分変更加算 結婚や子どもの誕生など、世帯区分の変更があった場合、各世帯に応じた基本額との差額分を加算

5. 交付回数・申請方法等

- ①交付回数 移住後2年間に渡って基本額の半額ずつ交付
- ②申請方法 秋田県電子申請・届出サービス（秋田県からメール等でURLを送付）
- ③申請回数 2回＋随時加算（対象者のみ）
- ⑧そ の 他 加算は原則2年目申請時に受付。2年目申請時以降に加算事由が生じた場合は移住の日から2年間以内であれば随時申請が可能（令和11年9月まで）。

6. デジタル商品券利用方法

申請から約1ヶ月後に事務局から商品券コードをメール等にて送付します。送付された商品券コードをPayPayアプリに読み込み、対象店舗にて、PayPayの通常利用と同様にお使いください。

PayPay残高やPayPayポイント等をお持ちの場合でも、読み込んだ商品券が自動的に優先利用されます。

なお、一度に決済できる上限額は最大60万円までです。

詳しくは、商品券コード送付時に添付される利用マニュアルをご確認ください。

7. 対象店舗

秋田県内のPayPay決済が利用可能な店舗（以下、「PayPay加盟店」という。）のうち、以下に該当しない店舗が対象です。対象店舗には本事業のステッカーが掲示されているので、目印にしてください。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する店舗（ただし、第1項第1号～第3号に該当する事業者を除く）
- ②金融商品取引業者
- ③金融機関、信用協同組合、信用保証協会、信託会社、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、仮想通貨交換業者
- ④その他、本事業の目的、趣旨から適切でないと県が判断する店舗等

8. 対象外取引

以下の取引については、対象店舗に該当する場合でも、本事業の対象外とします。

- ①インターネット販売等、実店舗外での決済（県内に実店舗を有する事業者が運営するものを除く）
- ②有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等（商品券、プリペイドカード等）、交通乗車券、その他金券等の換金性の高いものの購入

- ③国税、地方税、国民保険料等の納付
- ④国及び地方自治体への支払い（公共施設等の使用料及び入場料等は除く。）
- ⑤保健医療や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定める「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る接客業務受託営業に係る支払い
- ⑦その他、本事業の目的、趣旨から適切でないと県が判断する取引等

9. 商品券の使用期限

商品券には使用期限がありますのでご注意ください。交付された年度の翌年度末が使用期限です。ただし、令和11年度中に交付された商品券については、当年度末までとなります。

- 例① 令和8年9月1日に交付→令和10年3月31日まで
- 例② 令和9年4月1日に交付→令和11年3月31日まで
- 例③ 令和11年9月30日に交付→令和12年3月31日まで

10. 返還規約

以下に該当した場合、デジタル商品券の使用済み額に相当する現金の返還を請求します。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして知事が認めた場合は、返還を免除します。

- ①移住の日から3年未満の期間に本県から転出した場合
- ②虚偽の申請又は不正な手段によりデジタル商品券の交付を受けた場合

11. その他

上記のほか、商品券の利用に係る事項については、PayPay株式会社が提示する利用規約やガイドラインに準拠します。

PayPay株式会社 利用規約・ガイドライン <https://about.paypay.ne.jp/terms/>